

## ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 森林



「定期巡回」では、利用者様と一緒に家事をしていただく形で支援しています。一緒に行う家事の内容は、利用者様によって異なりますが、すべての家事にその家庭のやり方があり、私どももたくさんの発見があります。ただ、向き合って話をするとすると話しづらい内容も、一緒に家事をしながらだと話しやすく、また色々な話を聞かせていただいています。話が盛り上がりすぎてしまい、すぐ終わるはずの洗濯物たたみが、何十分もかかってしまう事もあります。

今後も、利用者様に寄り添いながら、必要な支援をし在宅での生活をいつまでも続けていけるよう支援をしていきたいと思っております。

お問い合わせ先：☎ 0493 (56) 4876

(月曜～金曜 8:30～16:30) 担当：関口



※利用者様の掲載許可をいただいております。

## ■ おとなの学校 ～ 毎週水曜日に開催中(開校中) ～



新型コロナウイルスワクチン接種が進み、緊急事態宣言は解除になりました。まだまだ安心できない状況が続いていますが、「おとなの学校」は感染予防対策をしながら元気に開校しています。

開催場所：なめがわ地域 福祉支援センター2階 多目的ルーム

開催曜日：毎週水曜日(祝日を除く)

開催時間：午後1時30分～午後3時

### テキスト



### 授業風景



教本をもとに脳  
トシで活性化!

お問い合わせ先：☎ 0493 (81) 5101

(月曜～金曜 8:30～16:30) 担当：大下、平岡

## ■ なめ福通信



広報誌ではお伝えする事ができない各事業所の取り組みや、日々の様子を載せています。是非一度下記 URL にてご覧ください。

<https://www.kokoro.or.jp/namefuku/>



リハビリデイサービス  
なめがわの1コマ



「ポポー」と言う果物知っていますか?

## 編集後記



車のヘッドライトを点灯するタイミングが日に日に早くなるのを感じます。日照時間が短くなるとなんとなく気持ちが忙しくなります。どんな時も安全運転の意識を持ちハンドルを握りたいものです。

さて、どんどん秋深くなっていきます。運動の秋、食欲の秋、読書の秋・・・色々な「秋」がありますが、自粛の秋はもう懲り懲りですね。担当：平岡



なめがわ地域 福祉支援センター



〒355-0811

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 1041-7

TEL:0493-81-5101 / FAX:0493-81-5102

なめがわ地域 福祉支援センターHP <https://www.kokoro.or.jp/namefuku/>

## 住み慣れた地域でよりよく生活していく為には



なめがわ地域 福祉支援センター

訪問看護ステーション森林

管理者 佐々木 葉子

皆さんは「8050 問題」という言葉をご存知でしょうか。「80」代の親が「50」代の子供の生活を支えるという問題です。背景にあるのが「ひきこもり」と言われています。当ステーションでも精神疾患を患っている利用者とその親が80代となり医療・福祉の支援を必要としているご家族がいらっしゃいます。ここで一例をご紹介します。

お母様が84歳で、息子様57歳、お二人とも統合失調症です。息子様は高校生の時から、幻聴・妄想などが出現し入退院を繰り返し、言動や思考にまとまりがない状態でした。自閉が強く周囲とも交流がなく、ここ数年、入浴・散髪もしていませんでした。お父様が他界してからは服薬が途切れ食事量も少なくなりました。お母様も「近隣住民に盗聴されている」となどという訴えが多く、その後も認知機能低下も加わり情動も安定せず経過しました。息子様の面倒をみていましたが、服薬のことが心配となり訪問看護導入の希望がありました。これまで二人で生活していましたが食事もままなりません。また当時、服薬管理はお母様がしていましたが必要性を感じず自己調整をされていました。

その後、息子様の病状はどんどん悪化し次第に体力は落ち、自分の身の回り動作ができなくなり令和元年の年末に入院の運びとなりました。令和2年2月に退院後、訪問看護を再開し、服薬管理、バイタルサイン、食事摂取状況、整容、保清などに関わらせていただきました。お母様が作る食事は単調な物や弁当で、何日も同じ物を食べている様子が散見されました。賞味期限の切れた物や腐った物が多く冷蔵庫内にあり、ゴミの整理・処分もできていない状況でした。また、調味料やトイレトペーパーなど、常にストックがないと心配な様で家中に物が溢れていました。

訪問看護では、部屋の片づけ、食事の準備、買い物支援、ゴミの分別などを支援しました。お母様は介護保険を申請しヘルパーの導入を行いました。初めは他人が入ることを拒んでおりました。しかし、徐々に気持ちはほぐれ、現在では「とても助かっています」と私たちを受容してくださっています。お母様は、「私は具合が悪くなくても入院はしません。ここで死ぬから訪問看護さん宜しくお願いしますね。私が死んでも子供はこの家に住んで欲しいから面倒みてください。子供は今日は訪問看護が来る日だからと、楽しみに待っています」と、ねぎらいと感謝の言葉をいただいています。今後も住み慣れた地域で生活できるよう支援して行きます。

## ■ 訪問看護ステーション 森林



### ■ 新型コロナウイルスについて

朝・夕に少し涼しさを感じるようになってきました。今年も残り3ヵ月ですが、新型コロナの影響で生活様式が大きく変化した1年だったと思います。その為、ストレスや不安を抱えた方も多いのではないのでしょうか。

ワクチン接種を済ませられた方も多いかと思います。重症化を防ぐ為には有効ですが、感染のリスクが無くなったわけではありません。家庭内感染や市中感染は依然続いています。今後も一人ひとりがお互いに気をつけて過ごしていきましょう。

### ■ 退院後の生活と訪問看護について



歩く時につまずかないよう整理整頓をいたしました。



玄関周りも一緒に片づけさせていただきました。



一部をお手伝いし、ご自分でも行っていただけるよう支援します。

※利用者様の掲載許可をいただいています。

訪問看護では地域で自分らしく、より良い生活が送れるよう利用者様一人ひとりに寄り添ったサポートを行っております。しかし、どのような時に利用したらいいのか分からない方も、いらっしやるのではないのでしょうか。以下の事例を参考にしてご相談ください。

利用の具体例として

- 相談できる人がいない。生活や治療・薬への不安が大きく、誰かに相談したい。
- 病状に左右されるので、疾患や症状とそれらの対処方法を知りたい。
- 薬の管理が不安、きちんと服用出来ず忘れてしまう時がある。
- 家事全般が出来ず、生活面にも影響し生活リズムが乱れてしまう。



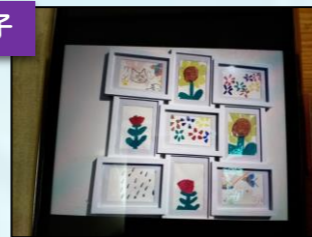
### ■ 利用者様の作品紹介



利用者様のN様は絵や詩の創作活動を行っています。夏にアーティストとして個展を開き、ケーブルテレビの取材もありました。訪問時にも素敵な作品を拝見させていただきます。



個展の様子



当ステーションでは医療保険のご利用の他に、認知症に伴う介護保険でのご利用も可能です。ご利用に関する相談も承っておりますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先：☎ 0493 (56) 4876 (月曜～金曜 8:30～16:30) 担当：佐々木

## ■ 指定居宅介護支援事業所 いづみ



### 「認知症のこと」

9月は世界アルツハイマー月間でした。認知症に関して、少し前のデータになりますが、厚生労働省の調査では2012年の時点で、462万人で人口の15%となっており、2025年には約700万人で人口の20%を占めるとされています。5人中1人は認知症があると考えたととても身近な問題です。

しかし、自分や家族が認知症になった時に、それを受け入れることにはかなりの不安があると思います。テレビ番組で認知症を公表した方がいますが、この方は就寝中に家族をたたく出来事があり、いない人が見える幻視や家の中で迷うことなど症状が進行したそうです。医師の診断はアルツハイマー型とレビー小体型を併発した認知症で介護認定も受けサービスも利用中とのこと。

認知症の診断を受けた方の多くは特別扱いせず普通に接してくれることを望んでいます。

かかわる時に心がけたいことは

1. 驚かせない。
2. 急がせない。
3. 自尊心を気傷つけない。

認知症が疑われるときには専門の医療機関もあり家族の会もあります。ひとりで悩まず周りの理解と協力とでできる限り自宅で過ごせればと考えています。

お問い合わせ先：☎ 0493 (57) 2226 (月曜～金曜 8:30～16:30) 担当：清水

## ■ 相談支援事業所 なめがわ



相談支援専門員の仕事は、乳幼児期から高齢期の障害者を対象として「相談支援」を行います。具体的には、17歳以下は障害児相談支援、18歳以上は指定特定相談支援、65歳以上は介護保険となります。

★今回は「障害福祉サービス」について、ご説明させていただきます。

よくある質問は、「どんなサービスがあるの？」です。

A型？B型？放課後デイ？グループホーム？障害福祉サービスって何？の疑問を解決していきます。

病気や怪我をした人が使う「医療」、高齢者が使う「介護」のように、行政の費用負担で利用できる障害者向けのサービスが「障害者福祉」です。医療保険、介護保険のような保険制度ではないため、障害者福祉の財源は市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%となっています。

障害のある方が受けられるサービスは大きく分けると「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

「障害福祉サービス」は国全体で内容が定められているサービスで、「地域生活支援事業」は地域の事情に応じて市町村が独自で行うサービスです。障害福祉サービスについて、何となくイメージは掴めましたでしょうか。

ご不明な点がありましたら遠慮なく下記までご連絡ください。

お問い合わせ先：☎ 0493 (53) 4761 (月曜～金曜 8:30～16:30) 担当：秋谷